

領収書貼付用紙		No.35
支出内容	市田綾乃事務所費 (2019年4月～9月分)	
総経費	355,426 円	政務活動費 計上額 88,932 円
		按分率 _____ %
<p>※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。</p> <p>別 紙、事務所届け及び、月別内訳の通り</p> <p>1. 2019年4月については、大阪府知事・大阪府議会議員選挙、7月分は参議院選挙の時期であったため、政務活動費は6分の1とし、その他の議員活動および後援会活動に6分の5として按分した。</p> <p>2. 5、6月分は、政務活動に3分の1、その他の議員活動及び後援会活動に使用したとして按分した。</p> <p>3. 8、9月分は東大阪市長・市議選挙の準備時期であったために、政務活動費の計上はしなかった</p>		

様式第14 (第6条第3項関係)

(事務所費用)

事 務 所 届

2019年4月 1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 市田 綾乃



政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 御厨栄町2-11-1		
延床面積	約38.07㎡	賃借料① (月額)	80,000円(税込み)
電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> (有) (06-6782-7830) ・ <input type="checkbox"/> 無 <small>注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。</small>		
事務所形態	自宅事務所 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸事務所 ・ () <small>注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。</small>		
親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主は3親等以内の親族ではありません。 <small>注) 3親等以内の親族にあたらぬ場合は□にチェックを記入ください。</small>		
使用期間 (②)	2019年 4月1日 ～ 2019年 9月30日		
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 写真(外観及び応接スペース) <small>注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。</small>		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動(1/3) % + その他の活動(2/3) %		
支出費用	賃借料① × 使用期間② × 按分率③ 80,000円(月額) × 2ヶ月 × 1/6 % 80,000円(月額) × 2ヶ月 × 1/3 %		79,999円(年間)
按分率の根拠	2019年4月分は大阪府知事・大阪府議会議員選挙のため、7月分は参議院選挙のため政務活動に1/6、その他の議員活動及び後援会活動に5/6に按分した。8、9月は東大阪市長・市議選挙準備のため一切計上せず。5、6月は、政務活動に1/3。その他の議員活動及び後援会活動に2/3を使用しているとして按分した。		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

建物賃貸借契約書
(事業用)

平成27年11月30日

市田 綾乃様

社団法人 大阪府宅地建物取引業協会制定

会員業務用

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 XXXXXXXXXX を甲とし、賃借人 市田 綾乃 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	東大阪市御厨栄町2-11-1		
住居表示	同上		
家屋番号		建物種類	
建物名称	ユニティ小阪	住戸番号	1階店舗
構造	鉄骨造3階建		
	(<input checked="" type="checkbox"/> 共同建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input type="checkbox"/> その他)		
床面積	約38.07㎡		
間取り			
付属設備			
付属施設			
付記事項			

*記入例→付属設備…… トイレ、浴室、シャワー、冷暖房施設、給湯設備、給湯器、ガスコンロ、照明器具、冷蔵庫、電話 等

付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間

始期 平成27年12月1日より 終期 平成29年11月末日まで	2年間とする
------------------------------------	--------

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 80,000円	賃料を振込により、 毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 大阪シティ信用金庫 小阪駅前支店 預金 普通 口座番号 [REDACTED] 宛先名義人 丸喜不動産 賃貸管理部

(4) 保証金

保証金	0円	解約引き	0円
-----	----	------	----

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 氏名 [REDACTED]
管理人 (社名・代表者)	丸喜不動産 06-6722-6768

(6) 入居者

入居者	氏名	職業 (勤務先・通学先など)	続柄	年齢

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所			
	氏名		年齢	
	職業			

II 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件(以下「本物件」という。)を、事務所を目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。

2 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。

3 乙は、翌月分の賃料および共益費を、毎月末日までに、または甲の指定す標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

4 1カ月に満たない賃料等は、1カ月を30日として日割り計算する。

5 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

4条 乙は、保証金として標記金額を甲に支払う。

(修理等)

第5条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理およびキッチンセット、浴槽・風呂釜、給湯器、換気扇、給排水設備等付属設備の修理は、乙の負担において行う。

2 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならない。

3 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法については甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第6条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第7条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用するものとする。

(乙の通知義務)

第8条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとする。

- (1) 標記に記載した同居入居者に変更のある場合
- (2) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (3) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (4) 本物件を毀損または滅失したとき
- (5) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

(許可が必要な事項)

第9条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 金庫、ピアノ等重量物の搬入据付け等をするとき
- (2) 第13条（造作等の変更）の規定に該当する行為をしようとするとき

(禁止事項)

第10条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
- (4) 本物件において犬、猫等ペットの飼育をすること

(第三者同居の禁止)

第11条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させ、または第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第12条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、点検し適宜の措置を講じることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(造作等の変更)

第13条 乙が本物件またはその造作を改造、除去、変更するなど原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得たうえ、甲の指定するまたは甲の承諾する工事人にこれを施工させなければならない。

- 2 前項の工事に要する費用は、一切、乙の負担とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の賃料等の支払義務
 - (2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 第1条の使用目的に違反したとき
 - (2) 第9条（許可が必要な事項）のいずれか一に違反したとき
 - (3) 第10条（禁止事項）のいずれか一に違反したとき
 - (4) 第11条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき
 - (5) 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
 - (6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

(契約の終了)

第15条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事

由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

- (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第16条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 2 カ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 2 カ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明渡し)

第17条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復する事。

- 2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
- 3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
- 4 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を違約金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第18条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

- 2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第19条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(協議事項)

第20条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第21条 下記条項のとおりとする。

- ・当契約は原状有貸し物件です。鍵渡し後の保守保全及び修繕の費用は借主負担です。
- ・共同住宅の為に騒音等により近隣住民の生活環境に影響が出た場合、対処は借主が行う事。

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、
各々その一通を保有する。

平成27年11月30日

甲(賃貸人) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

乙(賃借人) 住所 東大阪市菱屋西6-3-2-829
氏名 市田 綾乃 [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者 免許番号 [REDACTED]
事務所所在地 大阪府東大阪市菱屋西3丁目 [REDACTED]
商号(名称) 丸喜不動産 [REDACTED]
代表者氏名 代表者 池畑健吾
宅地建物取引主任者 登録番号 [REDACTED]
池畑健吾
登録番号 [REDACTED]

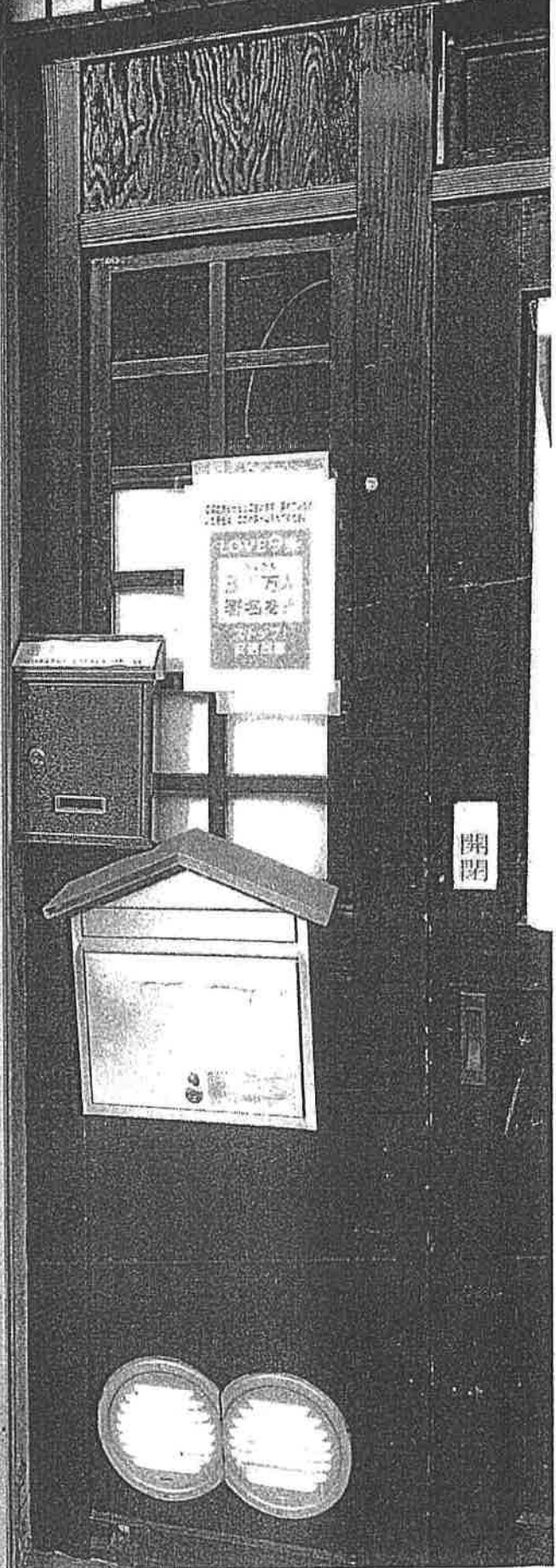
市田

市田 あやの 事務所

東大阪市会議員

日本共産党

TEL 06-6782-7830



LOVEBOX
5万人
署名を
集めよう

開閉

夕方 6時~7時 (当番場所)
 一週間に1回中止する日がございます~
 一休日は月曜、水曜、土曜、日曜、祝日
 06-4309-3515
 (株) 株式会社 市田アパレル
 090-6399-7217

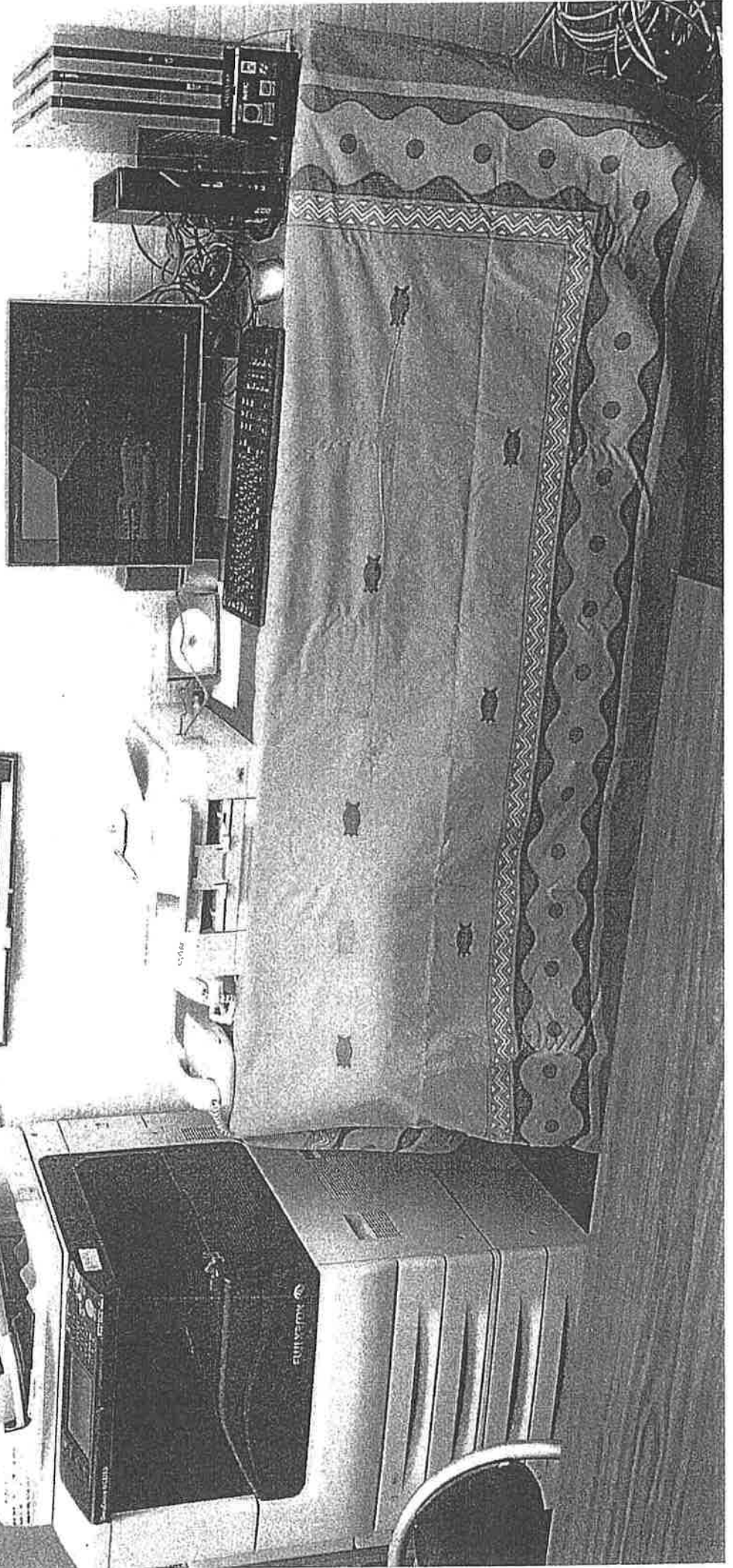
社員名簿

社員番号	氏名	性別	生年月日	入社年月日	所属
001	市田 浩一	男	1975.03.15	1998.04.01	営業
002	市田 美穂	女	1980.08.22	2003.01.15	営業
003	市田 健太	男	1985.11.05	2008.06.01	営業
004	市田 花子	女	1990.02.18	2010.09.01	営業
005	市田 誠也	男	1992.07.10	2012.03.01	営業
006	市田 真由	女	1995.12.03	2014.05.01	営業
007	市田 拓海	男	1998.04.25	2016.08.01	営業
008	市田 結衣	女	2000.09.12	2018.02.01	営業
009	市田 悠太	男	2002.01.28	2020.07.01	営業
010	市田 莉子	女	2004.06.15	2022.01.01	営業



1 2 3 4 5 6 7
 8 9 10 11 12 13 14
 15 16 17 18 19 20 21
 22 23 24 25 26 27 28
 29 30 31

株式会社 市田アパレル
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1



2019年 3月分

2019年 2月 25日
領収しました。

2019年 4月分

2019年 3月 25日
領収しました。

2019年 5月分

2019年 4月 25日
領収しました。

2019年 6月分

2019年 5月 24日
領収しました。

2019年 7月分

2019年 6月 25日
領収しました。

2019年 8月分

2019年 7月 25日
領収しました。

2019年 9月分

2019年 8月 24日

領収しました。



2019年 10月分

年 月 日

領収しました。 ㊟

2019年 11月分

年 月 日

領収しました。 ㊟

2019年 12月分

年 月 日

領収しました。 ㊟

2020年 1月分

年 月 日

領収しました。 ㊟

2020年 2月分

年 月 日

領収しました。 ㊟

事務所費請求内訳

2019年4月

名前 市田綾乃

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	80,000円	
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		80,000円	
請求額(a*1/6)		13,333円	

書籍名	金額
合計	
請求額	

事務所費請求内訳

2019年5月

名前 市田綾乃

項目	内訳	金額	備者
家賃	事務所家賃	80,000円	
水光熱費	電気代	1,676円	
	ガス代	1,105円	
	水道代		
	電話代	15,396円	
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		98,177円	
請求額(a*1/3)		32,725円	

書名	金額
合計	
請求額	

市田 綾乃 5月 NO2

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

市田 綾乃 様

← 2019年 5月分

金額 1,105円

支払期限日 6月14日

上記お支払い期限日を過ぎてお支払い
いただいた場合は、その経過日数に応じて
1日あたり0.0274%の率で算定した
延滞利息をお支払いいたします。

取扱可能日 6月24日まで

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンス
ストアでの払込はできなくなります。
大阪ガス「料金払込窓口」、サービス
ショップでは引き続き当払込票での
お支払いが可能です。

そのうちよ銀行でお支払いの場合、左側の取付口でお支払いの場
合は、切り取りの取付口でお出しください。



大阪ガス株式会社 (お客さま控)

大阪ガス ご使用量のお知らせ

ご使用番号 []

ガス供給地点特定番号 []

市田 綾乃 様

2019年 5月 使用期間 (日数) 4月12日~ 5月15日(34日間)

請求金額 1,105円

ガス料金	745円
(内ガス料金分消費税)	55円
・基本料金	745円20銭
・従量料金(①×②)	0円00銭
警報器・消火器リース(1件、税込)	360円

ご契約 一般

①ご使用量 1)-2)	0 m ³
1) 今回メーター指示数	1052
2) 前回メーター指示数	1052
前年同月ご使用量	1 m ³ (33日)
前年同月比(30日換算)	0.0%

電気料金振込受領証

1年 5月分	金額	116,778
お振込先	市田 綾乃 様	使用期間 4月15日から 5月16日まで
お振込口座	消費税率 12%	
契約	電力 69	電気料金内訳
燃料費調整額(内場)	+61,43円	
再生素費賦課金(内場)	203円	

ご使用場所 東大阪市 11-1 ユニティ1F



大阪料金センター 0800-777-8810

被届込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)

電話料金等払込受領証 西日本ご利用分

ご請求先氏名 市田 綾乃 様

お客様番号 []

2019年 5月ご請求分 金額(円) ¥15,396-

受取人 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料) 0800-3335550

領収日 2019.5.30

収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

事務所費請求内訳

2019年6月

名前 市田綾乃

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	80,000円	
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		80,000円	
請求額(a*1/3)		26,666円	

書簿名	金額
合計	
請求額	

事務所費請求内訳

2019年7月

名前 市田綾乃

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	80,000円	
水光熱費	電気代	4,752円	
	ガス代	1,105円	
	水道代	2,552円	(5A、6A分)
	電話代	8,840円	
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		97,249円	
請求額(a*1/6)		16,208円	

書籍名	金額
合計	
請求額	

水道料金等納入通知書兼領収証書

市田 綾乃 7月 NO2

納期 令和 1年 7月31日

お客様番号 本帳番号 15 [] 1

年 月分 合計金額 円
1 5・6 2552

使用水量 水道料金 下水道使用料
1 1313 1239

内消費税等相当額() ()

※上記金額に消費税等相当額が含まれています。

基本所在地

三クリア サカエマチ 2-11-1

使用券名

イタッ アヤノ 様

上記の金額を納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者



上記の金額を領収いたしました。

領収証書には、領収日付印のないものは無効です。

小切手使用の場合は、その半額が償んだ後でない限りは効力が生じません。



収入印紙不要

お客様保存

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

市田 綾乃 様

2019年 7月分

金額 1,105円

支払期限日 8月13日

上記お支払い期限日を過ぎてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%の事で算定した延滞利息をお支払いいただきます。

取扱可能日 8月23日まで

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンスストアでの払込はできなくなります。大阪ガス「料金払込窓口」、サービスショップでは引き続き当払込票でのお支払いが可能です。

← 少々ちよ銀行でお支払いの窓口でのお支払いの場合は左側の2票のみをお出しください



大阪ガス株式会社

(お客さま控)

大阪ガスご使用量のお知らせ

ご使用番号 []
ガス供給地点特定番号 []

市田 綾乃 様

2019年 7月 使用期間(日数) 6月14日~ 7月11日(28日間)

請求金額 1,105円

ガス料金 745円
(内ガス料金分消費税 55円)
・基本料金 745円20銭
・従量料金(①×②) 0円00銭
警報器・消火器(1件、税込) 360円

ご契約 一般

①ご使用量 1) -2) 0 m³

1) 今回メーター指示数 1053
2) 前回メーター指示数 1053

前年同月ご使用量 0 m³ (29日)

前年同月比(30日換算) ***%

振込依頼書

1年 7月分	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
					4	7	5	2	
お客様番号	日程	所	番	号	契機				
[]	[]	[]	[]	[]	31				

二注意
ゆうちょ銀行で左側の2枚をお支払いの際は、

市田 綾乃 様



お支払期限日(金融機関取扱期限日) 8月15日

上記期限を過ぎた場合は、金融機関でのお支払いはお断りいたします。お近くのコンビニエンスストアでお支払いをお願いいたします。なお、本票は、8月27日まで、コンビニエンスストアでお取扱いできます。



(期限日等に関する詳しい内容は裏面をご覧ください。) 関西電力株式会社

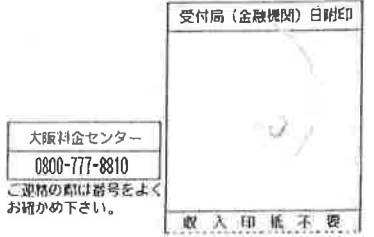


(注意) 切り取らないでください。本書により集金することはありません。

電気料金振込受領証

1年 7月分	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
					4	7	5	2	
お振込人	市田 綾乃 様	使用期間	6月17日から 7月16日まで						
お振込金額	349円	消費税等相当額	349円						
契約	契約 力率 %	ご使用量 (kWh)	184						
		電気料金内訳	-						
		燃料費調整額(丙類)	+119.57円						
		再エネ促進調整額(丙類)	54.2円						
		延滞利息(丙類)	4.0円						

ご使用場所 東大阪市 栄町 2丁目 1-1 ユニティー小阪1F



振込人 関西電力株式会社 (金融機関へお寄せ)

大阪料金センター 0800-777-8810

ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。

収入印紙不要

市田 綾乃 7月 103

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
市田 綾乃 様

お客様番号

2019年 7月ご請求分

金額(円)
¥8,840-

受取人
NITファイナンス株式会社

お問い合わせ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 章 印
19.7.30

339817

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

※この領収証は、お客様がご請求の金額を正確に支払ったことを証明するものではありません。また、領収証の発行は、お客様がご請求の金額を正確に支払ったことを証明するものではありません。

領収書貼付用紙		No.36
支出内容	上原賢作 事務所費 (2019年4月～9月分)	
総経費	324,894 円	政務活動費 計上額 <u>81,698 円</u> 按分率 <u> </u> %
<p>※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。</p> <p>別紙、事務所届け及び、月別内訳の通り</p> <p>1. 2019年4月については、大阪府知事・大阪府議会議員選挙、7月分は参議院選挙の時期であったため、政務活動費は6分の1とし、その他の議員活動および後援会活動に6分の5として按分した。</p> <p>2. 5、6月分は、政務活動に3分の1、その他の議員活動及び後援会活動に使用したとして按分した。</p> <p>3. 8、9月分は東大阪市長・市議選挙の準備時期であったために、政務活動費の計上はしなかった</p>		

(事務所費用)

事 務 所 届

2019年4月 1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市議員団 上原 賢作

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 友井2-9-21		
延床面積	約66㎡	賃借料① (月額)	65,000円(税込み)
電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> (06-6730-5840) ・ 無 <small>注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。</small>		
事務所形態	自宅事務所 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・ () <small>注) 自宅か賃借かに○を付け、賃借の場合は親族関係についても記入してください。</small>		
親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主は3親等以内の親族ではありません。 <small>注) 3親等以内の親族にあたらぬ場合は□にチェックを記入ください。</small>		
使用期間 (②)	2019年 4月1日 ~ 2019年9月30日		
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借借契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 写真 (外観及び応接スペース) <small>注) 自宅事務所の場合は賃借借契約書の写しは不要。</small>		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動 (1/3) % + その他の活動 (2/3) %		
支出費用	賃借料① × 使用期間② × 按分率③ 65,000円(月額) × 2ヶ月 × 1/6 % 65,000円(月額) × 2ヶ月 × 1/3 %	64,998円(年間)	
按分率の根拠	2019年4月分は大阪府知事・大阪府議会議員選挙のため、7月分は参議院選挙のため政務活動に1/6、その他の議員活動及び後援会活動に5/6に按分した。8、9月は東大阪市長・市議選挙準備のため一切計上せず。5、6月は、政務活動に1/3。その他の議員活動及び後援会活動に2/3を使用しているとして按分した。		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

事業用貸借契約書
(事務所)

平成31年1月1日

上原 賢作 様

3—(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 上原 賢作 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	貸事務所		階	号室
	所在地	(住居表示) 東大阪市友井2丁目9-21		区画番号()	
	構造	(木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他())/ (瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他())/ (2)階建/全()戸			
	種類	連棟建て	新築年月	昭和	年 月
	面積	1階 約33㎡	2階 約33㎡		
附属施設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2019年(平成31年) 1月 1日 から2020年 12月 31日まで (2年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="text-align: center;">2019年(平成31年) 1月 1日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	2019年(平成31年) 1月 1日
目的物件の引渡し時期	2019年(平成31年) 1月 1日	

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 65,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 _____円 (内消費税等 円)	家財保険料	_____円
敷金	_____円 (賃料 _____ヶ月)		_____円	附属施設料	月額 _____円 (内消費税等 円)
保証金	1,000,000円 (賃料 _____ヶ月)	償却			
その他の条件		保証金は、解約時300,000円引き。無利息。			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	_____本	_____本	_____本	_____本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振込				
	<input checked="" type="checkbox"/> 持参	持参先	XXXXXXXXXX		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃貸不動産経営管理士:登録番号)
管理担当者	氏名	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

更新料・更新手数料はありません。

頭書(9) 特約事項

保証金は、解約時に70万円(無利息とする)返金します。但し、家賃滞納・損害賠償がある場合はその限りではありません。 退去の際の賃料は日割り計算しないものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 1月 1日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	上原 賢作	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL 東大阪市友井1丁目3-13 TEL 06-6722-2666	主たる事務所所在地・TEL [Redacted]
	商号又は名称 本西不動産	商号又は名称 [Redacted]
	代表者の氏名 石井 和枝	代表者の氏名 [Redacted]
	免許証番号 [Redacted]	免許証番号 大臣 () 第 号
	免許年月日 平成26年5月15日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名 織田 陽子	氏名 [Redacted]
	登録番号 [Redacted]	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名 本西不動産	業務に従事する事務所名 [Redacted]
	事務所所在地 東大阪市友井1丁目3-13 TEL TEL 06-6722-2666	事務所所在地 [Redacted] TEL [Redacted]

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時30万円を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しな

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。



保証金預り証

平成31年1月1日

金 1,000,000 円

上記正にお預かり致しました。

- 一、この保証金は無利息とします。
- 一、賃貸契約が終了したときに、甲は下記を保証金から控除し残額があるときは、乙に返還します。

記

1. 解約控除金 300,000円
2. 賃料の延滞金・損害賠償金等

以上

領収証

年 月 日

金 円

但し、賃貸契約礼金として。

上記正に領収致しました。

保証金返金領収証

年 月 日

金 円

上記の金額を正に受領いたしました。

住所

氏名



上原賢作事務所



577-0816

大阪府東大阪市友井2-9-21

上原けんさく事務所 御中

01562-01562

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

06-4964-6307

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	平成28年12月1日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	平成28年12月1日から 平成33年11月30日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	421,200円	内消費税額	31,200円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

ゆうちょ銀行(郵便局 大阪 支店) 口座番号

預金種別 普通 口座名義人 ウィハラ ケンサク

お取扱店 有限会社 アクセスコーポレーション
TEL 06-6481-8787

お支払明細

作成日 平成28年12月5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	29/1	7020円	520円	414180円
2	29/2	7020	520	407160
3	29/3	7020	520	400140
4	29/4	7020	520	393120
5	29/5	7020	520	386100
6	29/6	7020	520	379080
7	29/7	7020	520	372060
8	29/8	7020	520	365040
9	29/9	7020	520	358020
10	29/10	7020	520	351000
11	29/11	7020	520	343980
12	29/12	7020	520	336960
13	30/1	7020	520	329940
14	30/2	7020	520	322920
15	30/3	7020	520	315900
16	30/4	7020	520	308880
17	30/5	7020	520	301860
18	30/6	7020	520	294840
19	30/7	7020	520	287820
20	30/8	7020	520	280800
21	30/9	7020	520	273780
22	30/10	7020	520	266760
23	30/11	7020	520	259740
24	30/12	7020	520	252720
25	30/1	7020	520	245700
26	30/2	7020	520	238680
27	30/3	7020	520	231660
28	30/4	7020	520	224640
29	30/5	7020	520	217620
30	30/6	7020	520	210600
31	30/7	7020	520	203580
32	30/8	7020	520	196560
33	30/9	7020	520	189540
34	30/10	7020	520	182520
35	30/11	7020	520	175500
36	30/12	7020	520	168480
37	31/1	7020	520	161460
38	31/2	7020	520	154440
39	31/3	7020	520	147420
40	31/4	7020	520	140400
41	31/5	7020	520	133380
42	31/6	7020	520	126360
43	31/7	7020	520	119340
44	31/8	7020	520	112320
45	31/9	7020	520	105300
46	31/10	7020	520	98280
47	31/11	7020	520	91260
48	31/12	7020	520	84240

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

事務所費請求内訳

(2019年4月分)

名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	
水光熱費	電気代	¥7,265	
	ガス代	¥1,224	
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,020	
	コピーリースカウン	¥2,268	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥82,777	
請求額(a*1/6)			¥13,796

書籍名	金額
合計	
請求額	

2019年	[Redacted]
通之收領金債家	
第 号	上原事務所殿

		此通帳附込期限 2019年 4月 31日 年 3月 迄 満了 年	
約定金 六万五千円 定			
23日 3月	四 月 分 受 取	26日 9月	十 月 分 受 取
27日 4月	五 月 分 受 取	日 月	月 分 受 取
28日 5月	六 月 分 受 取	日 月	月 分 受 取
26日 6月	七 月 分 受 取	日 月	月 分 受 取
25日 7月	八 月 分 受 取	日 月	月 分 受 取
24日 8月	九 月 分 受 取	日 月	月 分 受 取

5770816

東大阪市友井2-9-21

【 請 求 書 】

2019 年 04 月 30日 締切分 No. 10043190

日本共産党上原賢作事務所 御中

有限会社アクセスコーポレーション

660-0892 尼崎市東難波町5-21-7

共栄会館1F

TEL. 06-6481-8787

FAX. 06-6481-8789



毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

尼崎信用金庫 立花支店 普通：[REDACTED]

※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

前回御請求額	今回御入金額	調整金額	繰越金額	今回売上金額	消費税額	今回御請求額
2,268	2,268	0	0	2,100	168	2,268

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単価	金額	備考
04/03	10042346	入金(振込)			-2,268	
04/30	5256	TASKalfa256i 基本料金	1	2,100	2,100	
04/30	5256	TASKalfa256i 黒カウンタ				11493→12085
04/30	5256	消費税			168	

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
01-05-08	41576	通帳送金
記号	番号	
取扱番号	お取引金額	
N160	*2,268	
	残高	
	[REDACTED]	
尼崎信用金庫		
立花支店		
普通		
1. アクセスコーポレーション		
送金料金	*216円	
振込予定日	01-05-08	
ウエハラ ケンサク		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —



〒 番 号
[Redacted]

おなまえ

ウエハラ ケンサク 様

株式会社 ゆうちょ銀行
(金融機関コード: 9900)



印紙税申告納
付につき趣向
税務署承認済

通帳作成地 東京都千代田区霞が関1-3-2
株式会社ゆうちょ銀行

通帳とお届け印とは、別々に保管してください

【宛先】カードの届先が不明な場合は、ゆうちょ銀行の窓口へお問い合わせください。カードの届先が不明な場合は、この口座を指定してください。 **カード紛失センター 0120-794889**

利用期間	振替用紙・通帳用紙	通常貯金ご利用の上限額	10,000,000円	個
銀行	ゆうちょカード	代理店カード	ゆうちょカード	
利用	定期定期	貯蓄付付	同僚等自動貸付	

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください

【店名】 四〇八 (読み ヨンゼロハチ)
【店番】 408 【預金種目】 普通預金 【口座番号】 [Redacted]

通常貯金 (兼お借入明細)

4



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
17	1-05-07	(シャープファイナンス)	自払	7,020	
18	1-05-08	41576	アクセスホレーシ	振込	2,268

・現在高(貸付高)の金額に「マイナス」がある場合は貸付高を指します。
 ・通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

上原 賢作 様

← 2019年 4月分
金額 1,224円

支払期限日 5月20日
上記お支払い期限日を過ぎてお支払い
いただいた場合は、その経過日数に応じて
1日あたり0.0274%の率で算定した
延滞利息をお支払いいたします。

取扱可能日 5月30日まで
上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンス
ストアでの払込はできなくなります。
大阪ガス「料金払込窓口」、サービス
ショップでは引き継ぎ当払込票での
お支払いが可能です。

その他のお支払いの場
合は左側の取扱いを
ご確認ください



大阪ガス株式会社

大阪ガス ご使用量のお知らせ

ご使用番号
ガス供給地点特定番号

上原 賢作 様
2019年 4月 ご使用期間(日数)
3月23日~ 4月19日(28日間)

請求金額	1,224円
ガス料金	916円
(内ガス料金分消費税)	67円
警報器・消火器リース(1件,税込)	308円

ご契約 一般

①ご使用量 1)~2)	1 m ³
1) 今回メーター指示数	1351
2) 前回メーター指示数	1350
前年同月ご使用量	0 m ³ (28日)
前年同月比(30日換算)	***%

電気料金振込受領証

31年 4月分	金額	個	千	百	十	円	百	十	円
						7	2	6	5
振込人 上原 賢作 様	ご使用期間 3月25日から 4月21日まで								
振込先 日付 振込 号	消費税率 相当額 (円)	537円							
契約 kVA又はkW	力率 %	ご使用量 (kWh)	電気料金内訳 円						
3.1		161	4,090						
5.1	6	90	3,175						
燃料費調整額(再掲)		+156.20円							
再工業促進賦課金(再掲)		466円							

ご使用場所
東大阪市
友井 2丁目9-21



大阪料金センター
0600-777-8810
ご連絡の際は番号をよく
お確かめ下さい。

振込人 西電力株式会社 (金融機関→お客さま)

事務所費請求内訳

(2019年5月分)

名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	
水光熱費	電気代	¥6,852	
	ガス代	¥1,053	
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,020	
	コピーリースカウン	¥2,268	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥82,193	
請求額(a*1/3)			¥27,397

書籍名	金額
合計	
請求額	

2019年	[Redacted]
通之收領金貸家	
第 号	上原事務所殿

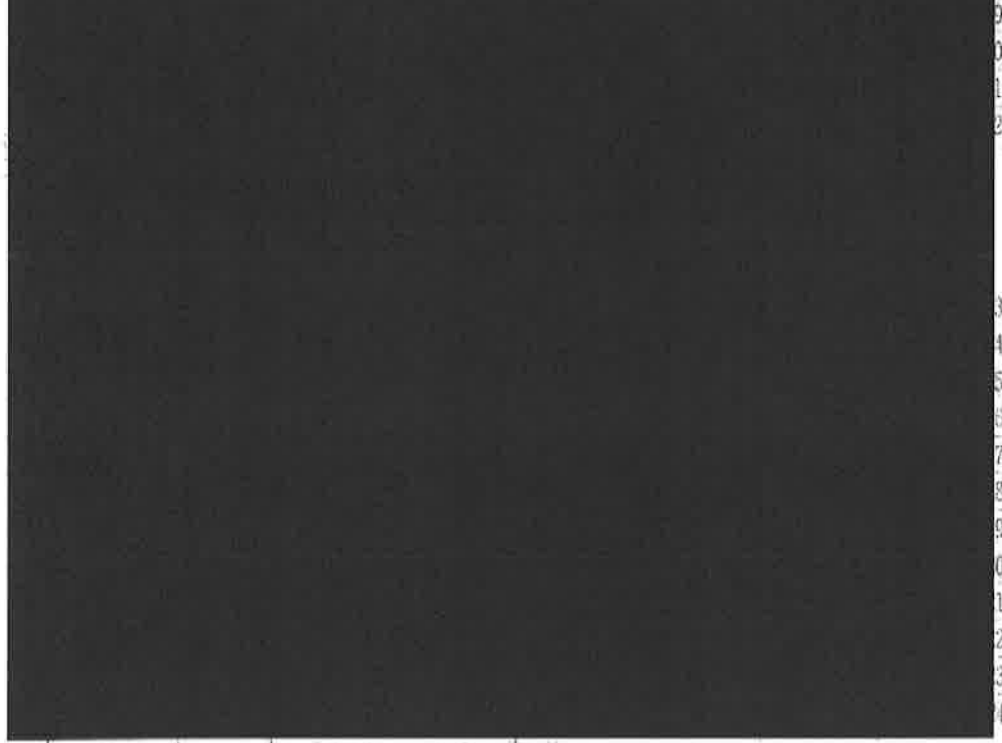
	領收印鑑 ●	此通帳附之期限 2019年 4月 31日 満了迄 3月迄 満了迄 4年	
約定金 六万五千円 定			
23日 3月	四 月 分 受 取 ●	26日 9月	十 月 分 受 取 ●
24日 4月	五 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取
25日 5月	六 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取
26日 6月	七 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取
25日 7月	八 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取
24日 8月	九 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取

通常貯金 (寮の借入明細)

5



1-06-03	(シャープファイナンス)	自払	7,020
1-06-04 41021	エ.アクセスコーポレーシ	振込	2,268



・現在高 (貸付高) の金額に「マイナス」がある場合は貸付高を表します
 ・通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください

4
5
6
7
8
9
0
1
2
3
4

5770816

東大阪市友井2-9-21

【 請 求 書 】

2019 年 05 月 31日 締切分 No. 10043520

日本共産党上原賢作事務所 御中

有限会社アクセスコーポレーション

660-0892 尼崎市東難波町5-21-7

共栄会館1F

TEL. 06-6481-8787

FAX. 06-6481-8789



毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

尼崎信用金庫 立花支店 普通：[REDACTED]

※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

前回御請求額	今回御入金額	調整金額	繰越金額	今回売上金額	消費税額	今回御請求額
2,268	2,268	0	0	2,100	168	2,268

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単価	金額	備考
05/08	10043190	入金(振込)			-2,268	
05/31	5712	TASKalfa256i 基本料金	1	2,100	2,100	
05/31	5712	TASKalfa256i 黒カウンタ		3		12085→12739
05/31	5712	消費税			168	

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
01-06-04	41021	通帳送金
記号	番号	
[REDACTED]	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N321	*2,268	
	残高	
	[REDACTED]	
尼崎信用金庫 立花支店 普通 [REDACTED] エ. アクセスコーポレーション		
送金料金	*216円	
振込予定日	01-06-04	
ウエハラ ケンサク		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

上原 賢作 様

2019年 5月分

金額 1,053円

支払期限日 6月24日

上記お支払い期限日を過ぎてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%の率で算定した延滞利息をお支払いいただきます。

取扱可能日 7月4日まで

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンスストアでの払込はできなくなります。大阪ガス「料金払込窓口」、サービスショップでは引き続き当払込票でのお支払いが可能です。

← ゆうちょ銀行でお支払いの場合は左側の取扱いのみをお出しください
その他の窓口でのお支払いは左側の取扱いのみをお出しください

日 附 印



大阪ガス株式会社

(お客さま控)

大阪ガス ご使用量のお知らせ

ご使用番号

ガス供給地点特定番号

上原 賢作 様

2019年 5月

ご使用期間(日数)

4月20日~ 5月23日(34日間)

請求金額

1,053円

ガス料金 745円
 (内ガス料金分消費税 55円)
 ・基本料金 745円20銭
 ・従量料金(①×②) 0円00銭
 警報器・消火器1-1(1件,税込) 308円

ご契約 一般

①ご使用量 1)~2) 0 m³

1) 今回メーター指示数 1351
 2) 前回メーター指示数 1351

前年同月ご使用量 1 m³ (33日)
 前年同月比(30日換算) 0.0%

電気料金振込受領証

1年 5月分	金額	千	百	十	五	千	百	十	四
						6	8	5	2
振込人 上原 賢作 様	ご使用期間 4月22日から 5月23日まで								
振込口座 [銀行名] [口座番号]	消費税等 相当額 (西暦)	507円							
契約 AVA又はKRP	力率 %	ご使用量 (kWh)		電気料金内訳 円					
31		147		3,877					
51	6	90		3,175					
燃料費調整額(両場)		+130.85円							
再上乗せ促進賦課金(両場)		433円							

ご使用場所
 東京都
 板橋区 2丁目9-21

受付局(金融機関) 日附印



大阪料金センター

0300-777-8810

ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。

振込人 関西電力株式会社 (金融機関: 大阪) 取入

事務所費請求内訳

(2019年6月分)

名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	
水光熱費	電気代	¥7,417	
	ガス代	¥1,223	
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,020	
	コピーリースカウンタ	¥2,446	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥83,106	
請求額(a*1/3)			¥27,702

書籍名	金額
合計	
請求額	

2019年	[Redacted]
通之收領金額貸家	
第 号	上原事務所殿

領收印鑑		此通帳附込期限	
●		2019年 4月 31日迄 満了迄年	
約定生息月金		六万五千円	
定		定	
23日 3月	四月份受取 ●	26日 9月	十月份受取 ●
27日 4月	五月份受取 ●	日 月	月份受取
25日 6月	六月份受取 ●	日 月	月份受取
26日 6月	七月份受取 ●	日 月	月份受取
25日 7月	八月份受取 ●	日 月	月份受取
24日 8月	九月份受取 ●	日 月	月份受取

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

上原 賢作 様

← ゆうちょ銀行でお支払いの場合、左側の欄の印を必ずお出しください。その他の窓口でのお支払いは、この領収証を必ずお出しください。

2019年 6月分

金額 1,223円

支払期限日 7月22日

上記お支払い期限日を過ぎてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%の率で算定した延滞利息をお支払いいただきます。

取扱可能日 8月1日まで

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンスストアでの払込はできなくなります。大阪ガス「料金払込窓口」、サービスショップ「よさみず」まで払込票でのお支払いが可能です。

日 附 印

CVS取納用
収入印紙
課税相当額以上
貼付

大阪ガス株式会社

(お客さま控)

大阪ガス ご使用量のお知らせ

ご使用番号 []
ガス供給地点特定番号 []

上原 賢作 様

2019年 6月 ご使用期間(日数) 5月24日~ 6月21日(29日間)

請求金額 1,223円

内訳
ガス料金 915円
(内ガス料金分消費税 67円)
・基本料金 745円20銭
・従量料金(①×②) 170円15銭
警報器・消火器リース(1件,税込) 308円

ご契約 一般

①ご使用量 1) - 2) 1 m³
1) 今回メーター指示数 1352
2) 前回メーター指示数 1351
前年同月ご使用量 0 m³ (29日)
前年同月比(30日換算) ***%

電気料金振込受領証

1年 6月分	金額	千	百	十	千	百	十	円
					7	4	1	7
お振込人	上原 賢作 様		ご使用期間 5月24日から 8月23日まで					
お振込先	日付	所	号	消費電力量 相当額 (円換算)	549円			
契約	契約 kVA又はkW	力率 %	ご使用量 (kWh)	電気料金内訳	円			
31			167	4	242			
51	6	90	0	3	175			
燃料費調整額(円換)				+ 130.22円				
再生エネルギー調整額(円換)				49.2円				

ご使用場所
東大阪市
友井 2丁目9-21

受付局(金融機関)日附印
37161
19.6.28
収入印紙不要

大阪料金センター
0800-777-8810

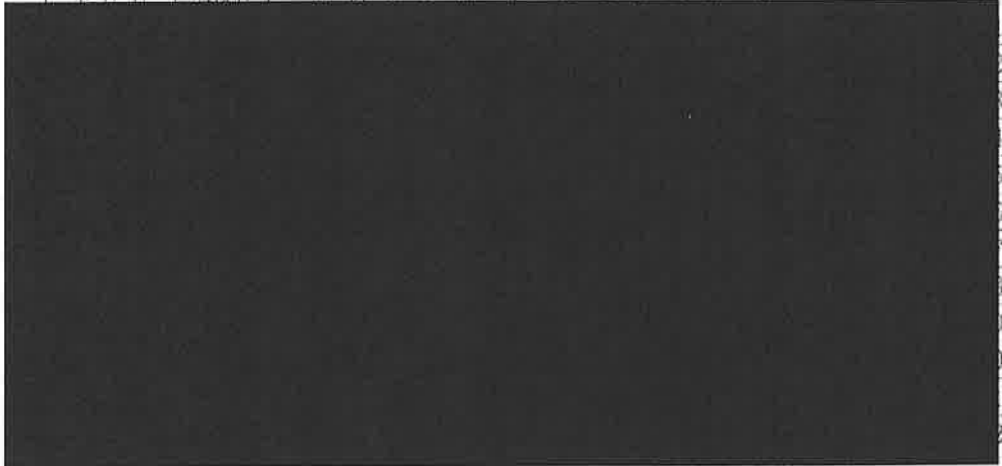
二重精の原は番号をよく
お確かめ下さい。

送付人 関西電力株式会社(金融機関へお客さま)

通常貯金 (兼お借入明細)



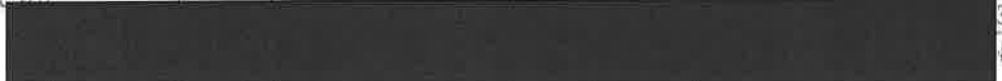
年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
-----	-----	-------	-------	----------



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
-----	-----	-------	-------	----------



1-07-03			(シャープ・ファイナンス)	自払	7,020
1-07-05	40592		エ. アクセスコーポレーシ	振込	2,446



現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します
 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください

5770816

東大阪市友井2-9-21

【 請 求 書 】

2019 年 06 月 30日 締切分 No. 10044408

日本共産党上原賢作事務所 御中

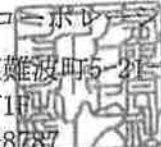
有限会社アクセスコンピュータソリューション

660-0892 尼崎市東難波町5-21-7

共栄会館1F

TEL. 06-6481-8787

FAX. 06-6481-8789



毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

尼崎信用金庫 立花支店 普通：[REDACTED]
※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

前回御請求額	今回御入金額	調整金額	繰越金額	今回売上金額	消費税額	今回御請求額
2,268	2,268	0	0	2,265	181	2,446

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単価	金額	備考
06/04	10043520	入金(振込)			-2,268	
06/30	6165	TASKalfa256i 基本料金	1	2,100	2,100	
06/30	6165	TASKalfa256i 黒カウンタ 12739→13494	55	3	165	
06/30	6165	消費税			181	

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
01-07-05	40592	カード送金
記号	番号	
取扱番号	お取引金額	
N328	*2,446	
	残高	
尼崎信用金庫 立花支店 普通 [REDACTED] ヌ. アクセスコンピュータソリューション		
送金料金	*216円	
振込予定日	01-07-05	
ウエハラ	ケンサク	

ご利用いただきましてありがとうございました。

..... ゆうちょ銀行

事務所費請求内訳

(2019年7月分)

名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,020	
	コピーリースカウン	¥4,798	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥76,818	
請求額(a*1/6)			¥12,803

書籍名	金額
合計	
請求額	

2019年	[Redacted]
通之収領金貸家	
第 号	上原事務所殿

領收印鑑		此通帳付込期限	
●		2019年 4月 31日迄 2019年 3月 31日迄 満了迄	
約定金 六万五千円		約定	
23日 3月	四 月 分 受 取 ●	26日 9月	十 月 分 受 取 ●
27日 4月	五 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取
25日 5月	六 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取
26日 6月	七 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取
25日 7月	八 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取
24日 8月	九 月 分 受 取 ●	日 月	月 分 受 取

通常貯金 (兼お借入明細)

6



年月日 | 取扱店 | お預り金額 | お支払金額 | 現在高(貸付高)

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
1-08-05	(シャープファイナンス)		7,020	
1-08-14	41021 a. アクセスアホローン		4,798	

年月日 | 取扱店 | お預り金額 | お支払金額 | 現在高(貸付高)

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)

- ① 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
- ② 通帳をATM(現金自動付払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

5770816

東大阪市友井2-9-21

【 請 求 書 】

2019 年 07 月 31日 締切分 No. 10044837

有限会社アクセスコーポレーション

660-0892 尼崎市東難波町5-21-7

共栄会館1F

TEL. 06-6481-8787

FAX. 06-6481-8789

日本共産党上原賢作事務所 御中

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

尼崎信用金庫 立花支店 普通：[REDACTED]
※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

前回御請求額	今回御入金額	調整金額	繰越金額	今回売上金額	消費税額	今回御請求額
2,446	2,446	0	0	4,443	355	4,798

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単価	金額	備考
07/05	10044408	入金(振込)			-2,446	
07/31	6834	TASKalfa256i 基本料金	1	2,100	2,100	
07/31	6834	TASKalfa256i 黒カウンタ	781	3	2,343	13494→14975
07/31	6834	消費税			355	

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
01-08-14	1021	通帳送金
記号	番号	
取扱番号	お取引金額	
N012	*4,798	
	残高	
尼崎信用金庫 立花支店 普通 [REDACTED] 2. アクセスコーポレーション		
送金料金	*216円	
振込予定日	01-08-14	
ウエハラ ケンサク		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

領収書貼付用紙		No.37
支出内容	塩田清人 事務所費 (2019年4月～9月分)	
総経費	342,368 円	政務活動費 計上額 84,361 円
		按分率 _____ %
<p>※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。</p> <p>別紙、事務所届け及び、月別内訳の通り</p> <p>1. 2019年4月については、大阪府知事・大阪府議会議員選挙、7月分は参議院選挙の時期であったため、政務活動費は6分の1とし、その他の議員活動および後援会活動に6分の5として按分した。</p> <p>2. 5、6月分は、政務活動に3分の1、その他の議員活動及び後援会活動に使用したとして按分した。</p> <p>3. 8、9月分は東大阪市長・市議選挙の準備時期であったために、政務活動費の計上はしなかった</p>		

(事務所費用)

事 務 所 届

2019年4月 1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 塩田 清人

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 西石切町1-11-2		
延床面積	約49.5㎡	賃借料① (月額)	70,000円(税込み)
電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> (072-988-2000) ・ 無 <small>注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。</small>		
事務所形態	自宅事務所 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸事務所 ・ () <small>注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。</small>		
親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主は3親等以内の親族ではありません。 <small>注) 3親等以内の親族にあたらぬ場合は□にチェックを記入ください。</small>		
使用期間 (②)	2019年 4月1日 ~ 2019年9月30日		
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 写真 (外観及び応接スペース) <small>注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。</small>		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動 (1/3) % + その他の活動 (2/3) %		
支出費用	賃借料① × 使用期間② × 按分率③ 70,000円(月額) × 2ヶ月 × 1/6 % 70,000円(月額) × 2ヶ月 × 1/3 %	69,999円(年間)	
按分率の根拠	2019年4月分は大阪府知事・大阪府議会議員選挙のため、7月分は参議院選挙のため政務活動に1/6、その他の議員活動及び後援会活動に5/6に按分した。8、9月は東大阪市長・市議選挙準備のため一切計上せず。5、6月は、政務活動に1/3。その他の議員活動及び後援会活動に2/3を使用しているとして按分した。		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

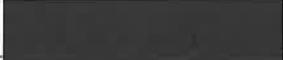
東大阪市西石切町1丁目1番2号

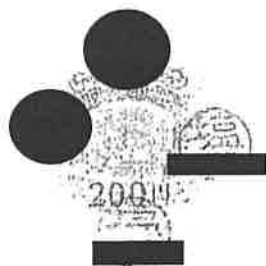
貸貸借契約證書

2019年2月26日

2019(1131)1月に家主が死亡
のため、新たに家主と同居の娘が
この契約書を添付した。

賃借人 塩田 清人

貸貸人 



貸貸借契約書

2019年2月26日

貸主 (甲)

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

TEL

[Redacted]

借主 (乙)

住所

東大阪市日下町 8-6-33

氏名

塩田 清人

TEL

[Redacted]

連帯保証人

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

TEL

[Redacted]

下記記載の物件について以下のとおり貸貸借契約を締結し、本契約書を式通作成し、後日のために貸主 (甲)、借主 (乙) 各壹通ずつ保有するものとする。

<物件の表示>

所在地

東大阪市西石切町 1丁目 11番 2号

目的 物件

店舗付住宅

構造

木造瓦葺陸屋根式 2階建

附物 表示

畳建具一式、 流し調理台、トイレ、シャッター他

- 第1条 甲は下記の条項により本物件を事務所として乙に賃貸し、それを使用させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 本契約の期間は2019年2月26日よりとし、2022年3月31日までとする。ただし期間満了の場合、甲乙双方より異議のない場合は更に1ヶ年更新されるものとし、以後も同様とする。
- 第3条 (1) 賃料は1ヶ月につき一金 70,000 円也とする。
(2) 本物件に関する管理費は必要ないものとするが、必要事情が生じた場合は甲乙双方協議の上、合意をもって別途対処する。
(3) 賃料は、翌月分を毎月末日までに次の方法で支払うこと。
(イ)甲の指定したる場所に持参払い。
(ロ)甲の指定したる金融機関に振込払い。ただし振込料金は乙の負担とする。
(4) 本契約が月の途中で締結せられた時は、賃料は日割り計算とし、本契約が月の途中で解約せられた時は日割り計算を行わず、1ヶ月未満の日数に対しては月額計算とする。
- 第4条 乙に本契約に基づく債務の不履行が生じた時は、甲は乙の連帯保証人にその債務の履行を求めることができる。乙、丙が尚履行しない場合は、明け渡しを求め、乙、丙は応じなければならない。
- 第5条 乙は、ガス、水道、電気その他の消耗費は賃料と別に支払うものとする。ただし賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。租税公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は、双方協議の上定めるものとする。
- 第6条 乙は本物件を使用の目的に応じて造作の模様替えをすることができる。ただし本件建物の柱、屋根、土台、壁等の主要部分に変更を加える場合は、図面を添付した変更計画書を甲に提出して、予め甲の書面による承諾を得なくてはならない。
- 第7条 乙は本物件に於いて、議員活動等に関係すること以外を営んではならない。ただし双方の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第8条 次の場合には、甲は何等の催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明け渡しを求めることができる。
(1) 法律又は命令、或いは公共事業施工の為本物件の取り払い又は使用禁止等の事由が発生したとき。
(2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸、その他名目の如何を問わず第三者をして使用同居させた場合、乙が他の債務により破産宣告や強制執行を受けた時、株券譲渡、商号、役員変更等による場合。
(3) 本件建物が消失又は大破した場合、甲に連絡もなく本物件を2ヶ月以上使用しない時。
- 第9条 乙又は乙の継承人が本物件を明け渡すときは賃借成立当時の原状に復すべきこと。
- 第10条 乙は故意及び過失を問わず建物に損害を与えた場合は、その状況により損害賠償をしなければならない。
- 第11条 双方の都合により本契約を解除する時は、乙に於いては1ヶ月前、甲に於いては6ヶ月前に互いに通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に物件を明け渡し、立ち退き料又は

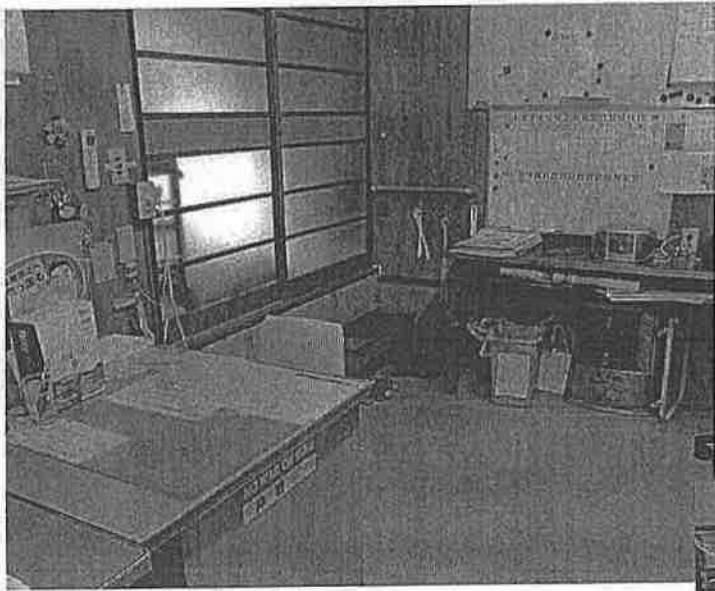
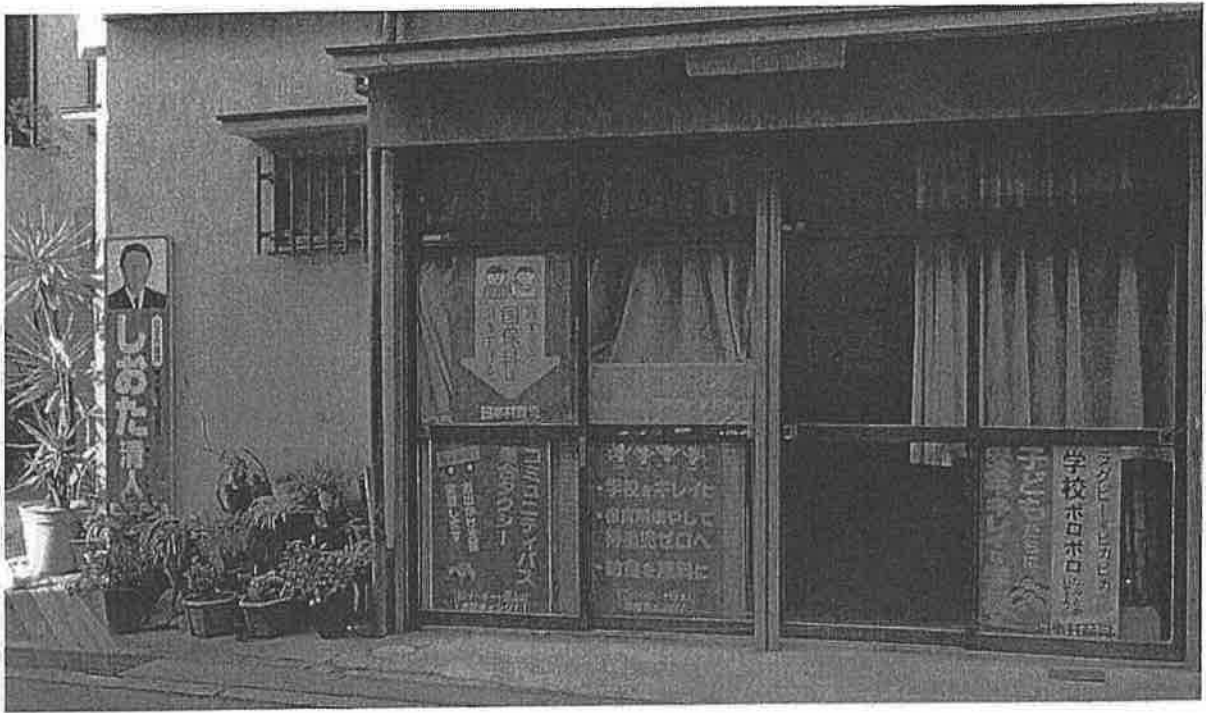
これに類する物質的請求は絶対しないこと。

- 第12条 乙は転出の場合、ガス、水道、電気の各料金は転出当日までに使用した使用料金を確実に支払し、その証明書或いは領収書を甲に提出すること。
- 第13条 連帯保証人（丙）は甲に対し、本契約に基づく乙の甲に対する債務のすべてにつき連帯保証する。本契約が更新せられたときは、更新後における乙の甲に対する債務についても同様とする。
- 第14条 本契約に関し紛争を生じた場合は、双方共民法の法規に準ずるもなるべく道義的に解決すること。万一訴訟等が生じたときは、甲の住所地内の裁判所にすることを双方合意した。

特約条項

1. 乙は近隣の迷惑となる行為、特に騒音（酔客、音楽）、臭気、車輛の駐車、排水等に注意すること。
2. 本件賃貸借契約の解除については、本文第8条による規定の他、下記の条件に適合した場合、甲は何等の通知・催告を要せず本契約を解除し、乙に対して明け渡しを要求することができる。
 - (1)乙が甲に無断で2ヶ月以上本物件の使用を休止したり、1ヶ月以上行方不明になったとき。
この項目は乙が賃借料を支払っている場合でも適用されるものとする。
 - (2)名目の如何を問わず乙が暴力団と関係をもった場合、並びに組員が一般客に迷惑をかけた
り、又はかける恐れのある場合。
 - (3)賃借物件の転貸、第三者との共同使用、営業の委託、その他名目の如何を問わず事実上他人をして使用同居させた場合。
 - (4)甲の同意なく賃貸物件の用途の変更をした場合、たとえば第7条の内容以外に使用した時。
3. 本文第9条の原状に復すとは、乙の費用にて本件建物の外部（入口、看板、テント等）、内部（内装、什器、備品、カウンター等）を取り払うことをいう。

塩田清人 事務所の内・外写真 (2019.10.28 現在)



事務所費請求内訳

2019年 4 月分

名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	70,000	
水光熱費	電気代	4,411	
	ガス代		
	水道代	1,313	
	電話代	5,189	
リース・ 使用料等	コピーリース料等	10,800	
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		91,713	
請求額(a*1/6)		15,285	

書籍名	金額
合計	
請求額	

平成 30 年	
通之収領金貸家	
第 号	塩田 清人 殿

領收印鑑		此通帳附込期限 3130年 5月迄 満迄々年	
約定空月金		七万円	
26 3 日 月	4 月分受取	26 4 日 月	5 月分受取
31 1 日 月	2 月分受取	26 2 日 月	3 月分受取
26 11 日 月	12 月分受取	24 12 日 月	1 月分受取
25 9 日 月	10 月分受取	25 10 日 月	11 月分受取
25 7 日 月	8 月分受取	23 8 日 月	9 月分受取
27 5 日 月	6 月分受取	25 6 日 月	7 月分受取

電気料金振込受領証

31年 4月分	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
					4	4	1	1	
お振込人	ご使用開始								
堀田 清人 様	3月20日から								
	4月17日まで								
お振込口座	日付	消費税等							
	31	328円							
契約	契約	ご使用量	電気料金内訳						
kVA又はkW	力率 %	(kWh)	円						
31		172	-						
燃料費調整額(円当)		+166.87円							
用エネ促進賦課金(円当)		498円							

ご使用場所
東大阪市
西石切町 1丁目1-2

受付局(金融機関)日附印
19.4.18
11:00
収入印紙不要

大阪料金センター
0600-777-8810
ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。

振込人 ○関西電力株式会社(金融機関→お客さま)

水道料金等納入通知書兼領収証書

納期限 令和 1年 5月31日

区 顧客番号 水栓番号 器具番号
75 [REDACTED]

年 月分 合計金額 円
31 3・4 1313

使用水量 水道料金 下水道使用料 円
6 1313 0

(内消費税等相当額) 97円

上記金額に消費税等相当額が含まれています。

給水所在地
ニシ イシキリ チヨウ 1-11-2

使用者名
シオタ キヨヒト 様

上記の金額を納入してください。
東大阪市上下水道事業管理者

東大阪市上下水道事業管理者
[REDACTED]

上記の金額を領収いたしました。
領収証書には、領収日
の印、および金額の
ものは無効です。
小切手使用の場合は、その交換
印が済んだ後でない限り領収
証書は効力が生じません。

収入印紙不要

お客様保存

請求書 (西日本ご利用分)

579-8013
東大阪市西石切町1丁目11-2

塩田 清人 様

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月 5日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】

〒536 大阪府城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル7F

社用コード M3002111001 14751 14545 00 J

61 000000 10 19040601J



14751



019042101077098703

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-988-2000	2019年 4月ご請求分	5,189円	2019年 5月 15日 (水)

【NTTファイナンスからのお知らせ】 ----- お 知 ら せ -----

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本ご請求額
(合計)
5,189円
5,189円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もつともつと割、Web光もつともつと割、どんと割、どんとと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求宛氏名
塩田 清人 様

お客様番号

2019年 4月ご請求分

金額(円)
¥5,189-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

収入印紙 附 印



収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用) お客様

お客様電話番号等 BILLING NUMBER 072-988-2000 請求年月 MONTH OF ISSUE 2019年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHANGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-988-2000 ◇NTT西日本ご利用分 1,902	1,550 60 150 150) 2 140	3月分 回線使用料 (基本料) (住宅用) 屋内配線使用料 番号案内料 (内訳) 昼間・夜間ご利用分 ユニバーサルサービス料 消費税等相当額 (合計)	合 算 合 算 合 算 合 算
◇携帯電話会社ご利用分 10	10	ダイヤル通話料	合 算
◇NTT西日本分 (小計) 1,912	1,912	(小計)	合 算
◇NTT西日本ご利用分 1,740	1,550 60 2 128	4月分 回線使用料 (基本料) (住宅用) 屋内配線使用料 ユニバーサルサービス料 消費税等相当額 (合計)	合 算 合 算 合 算
◇NTTコミュニケーションズご利用分 1,246	1,154 92	ダイヤル通話料 消費税等相当額 (合計)	合 算
◇携帯電話会社ご利用分 291	270 21	ダイヤル通話料 消費税等相当額 (合計)	合 算

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116113へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTT西日本からのお知らせ
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

事務所費請求内訳

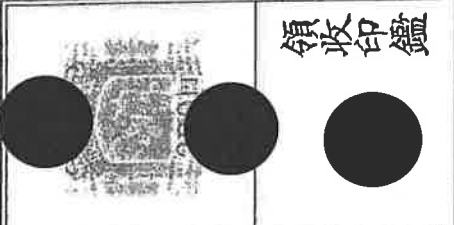
2019年 5月分

名前 塩田清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	70,000	
水光熱費	電気代	3,415	
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	10,800	
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		84,215	
請求額(a*1/3)		28,071	

書籍名	金額
合計	
請求額	

平成30年	
通收領金貸家	
第 号	塩田 清人 殿

		領收印鑑		此通帳附込期限	
				3130年6月引 年5月迄 満迄今年	
約定金		七万円		定	
26日	3月	4月分受取	●	26日	4月
31日	1月	2月分受取	●	26日	2月
26日	11月	12月分受取	●	24日	12月
25日	9月	10月分受取	●	25日	10月
25日	7月	8月分受取	●	23日	8月
27日	5月	6月分受取	●	25日	6月
		7月分受取	●		
		8月分受取	●		
		9月分受取	●		
		10月分受取	●		
		11月分受取	●		
		12月分受取	●		
		1月分受取	●		
		2月分受取	●		
		3月分受取	●		
		4月分受取	●		

電気料金振込受領証

1年 5月分	金額	34,115
大阪府 大阪市 西成区	塩田 清人 様	
お支払い方法	振込	
ご契約番号	0000-777-8810	
領収日	2019年 5月23日	
金額	10,800	
電料	31	
電料	138	
電料	+122,84円	
電料	407円	

ご住所
大阪府 西成区 1丁目11-2

受付局 (金銭機関) 日附印
19.5.06

大阪府金センター
0800-777-8810
お振込の際は番号をよく
お確かめ下さい。

振込人 関西電力株式会社 (金銭機関へお寄せ)

領収内容内訳		金額
お支払方法		
ご契約番号		
振込		10,800
合計		10,800

<お問い合わせ窓口>
〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

SHARP

領収証

領収証番号 9F01B94
発行日 2019年 6月 1日

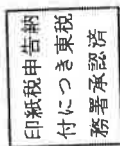
日本共産党 塩田清人事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きましたので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正しく領収されました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥10,800

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。



〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

事務所費請求内訳

2019年 6 月分

名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	70,000	
水光熱費	電気代	3,923	
	ガス代		
	水道代	1,313	
	電話代	4,361	
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		79,597	
請求額(a*1/3)		26,532	

書簿名	金額
合計	
請求額	

2019 年 令和元	通之収領金額貸家
第 号	塩 田 清 人 殿

24附上下印記

領收印鑑 17411020 印記		此通帳附之期限 令和元 年 6 月 31 日 満了 年 5 月 31 日	
約定金		七 万 円 定	
27 日 月	11 月 分 受 取	●	日 月 月 日 月 日 月
28 日 月	10 月 分 受 取	●	日 月 月 日 月 日 月
27 日 月	9 月 分 受 取	●	日 月 月 日 月 日 月
24 日 月	8 月 分 受 取	●	日 月 月 日 月 日 月
25 日 月	7 月 分 受 取	●	日 月 月 日 月 日 月
28 日 月	6 月 分 受 取	●	日 月 月 日 月 日 月

振込依頼書

1年 6月分	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
					3	9	2	3	
お振込の お名義	日程	所	番	号	契種				
					31				

【注意】
ゆうちょ銀行でお支払いの際は
左側の2枚をお出しください。

塩田 清人 様

お支払期限日(金融機関取扱期限日) 7月22日

上記期限を過ぎた場合は、金融機関でのお支払いはお断りいたします。
お近くのコンビニエンスストアでお支払いをお願いいたします。
なお、本票は、8月1日まで、コンビニエンスストアでお取扱いできます。

(期限日等に関する詳しい内容は裏面をご覧ください。) 関西電力株式会社

【注意】
切り取らないでお支払い窓口にお出しくなさい。
本書により集金することはありません。

電気料金振込受領証

1年 6月分	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
					3	9	2	3	
お振込人	塩田 清人 様				ご使用開始 5月22日から 6月19日まで				
お振込先	日割	電圧	消費電力量 (kWh)	電料金内訳	230円				
契約	KVA	電圧	力率%	ご使用量 (kWh)	156				
31					-				
燃料費調整額(再帰)				+121.64円					
再エネ促進賦課金(再帰)				460円					

ご使用場所
東大阪市
西石切町 1丁目11-2



大阪料金センター
0800-777-8810
ご連絡の際は番号をよく
お確かめ下さい。

振込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)

水道料金等納入通知書兼領収証書

納期限 令和 1年 7月31日

75 [Redacted] 1

01 5・6 [Redacted] 1313

3 1313 0
97

西石切町1丁目11-2

シオタ キヨヒト



請求番号等 BILLING NUMBER 072-988-2000 請求年月 MONTH OF ISSUE 2019年 6月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHANGE BREAKDOWN BY CATEGORY (TEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-988-2000		5月分	
◇NTT西日本ご利用分	1,740	回線使用料 (基本料) (住宅用) 屋内配線使用料	合算
	1,550	4月16日～ 5月15日	合算
	60	4月16日～ 5月15日	合算
	2	ユニバーサルサービス料	合算
	128	消費税等相当額 (合計)	
◇携帯電話会社ご利用分	32	ダイヤル通話料	合算
	30	4月16日～ 5月15日、なお前月分は270円でした。	合算
	2	消費税等相当額 (合計)	
◇NTT西日本分 (小計)	1,772	合算表示の料金合計×8%	合算
◇NTT西日本ご利用分	1,740	6月分	
	1,550	回線使用料 (基本料) (住宅用)	合算
	60	屋内配線使用料	合算
	2	ユニバーサルサービス料	合算
	128	消費税等相当額 (合計)	
◇NTTコミュニケーションズご利用分	849	ダイヤル通話料	合算
	787	4月16日～ 6月15日、プラチナライン適用前1,043円	合算
	62	消費税等相当額 (合計)	合算
◇NTT西日本分 (小計)	2,589	合算表示の料金合計×8%	合算
◇合計	4,361	2か月分のご請求額です。	合算

NTT西日本からのお知らせ
 ※電話のご注文・お問合せは「1116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-20001116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
 ※弊社が請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまなく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、全国法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

事務所費請求内訳

2019年 7 月分

名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	170,000	
水光熱費	電気代	6,043	
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	10,800	
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		86,843	
請求額(a*1/b)		14,473	

書簿名	金額
合計	
請求額	

2019 年 令和元年	通之収領金額家	
第 号	塩 田 清 人 殿	

2019年5月27日

領收印鑑 1カ所 印鑑		此通帳付込期限 令和元年5月迄 満了迄 2020年5月迄	
約定金		七 百 円	
27 日	11 月	分受取	●
28 日	10 月	分受取	●
27 日	9 月	分受取	●
24 日	8 月	分受取	●
25 日	7 月	分受取	●
28 日	6 月	分受取	●
28 日	5 月	分受取	●

電気料金振込受領証

1年 7月分	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
						6	0	4	3
お振込人 塩田 清人 様	ご使用期間 6月20日から 7月18日まで								
お振込先 日産証券 消費税等 附当課 (国庫)	447円								
契約 kVA又はkW	力率 %	ご使用量 (kWh)		電気料金内訳 円					
31		230		-					
燃料費調整額(再掲)				+149.47円					
再エネ促進賦課金(再掲)				678円					

ご使用場所
東大阪市
西石切町 1丁目11-2

受付局(金融機関)日附印

大阪料金センター
0600-777-8810
ご連絡の際は番号をよく
お確かめ下さい。

収入印紙不要

振込人 ○関西電力株式会社 (金融機関へお寄せ)

SHARP

領収証

領収証番号 9G16835

発行日 2019年 7月16日

日本共産党 塩田清人事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥10,800

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき車税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号



領収内容内訳

領収日	お支払方法	金額 円
	ご契約番号	
2019年 7月16日	銀行振込	10,800.00
合計		10,800.00

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

領収書貼付用紙		No.38
支出内容	嶋倉久美子 事務所費 (2019年4月～9月分)	
総経費	591,375 円	政務活動費 計上額 147,781 円
		按分率 _____ %
<p>※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。</p> <p>別紙、事務所届け及び、月別内訳の通り</p> <p>1. 2019年4月については、大阪府知事・大阪府議会議員選挙、7月分は参議院選挙の時期であったため、政務活動費は6分の1とし、その他の議員活動および後援会活動に6分の5として按分した。</p> <p>2. 5、6月分は、政務活動に3分の1、その他の議員活動及び後援会活動に使用したとして按分した。</p> <p>3. 8、9月分は東大阪市長・市議選挙の準備時期であったために、政務活動費の計上はしなかった</p>		

様式第14 (第6条第3項関係)

(事務所費用)

事 務 所 届

2019年4月 1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 嶋倉 久美子 

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 鷹殿町1-7グローバルビル2階		
延床面積	約45㎡	賃借料① (月額)	103,000円(税込み)
電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> (072-987-7340、072-987-4717) ・ 無 <small>注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。</small>		
事務所形態	自宅事務所 ・ 賃借事務所 ・ () <small>注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。</small>		
親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主は3親等以内の親族ではありません。 <small>注) 3親等以内の親族にあたらぬ場合は□にチェックを記入ください。</small>		
使用期間 (②)	2019年 4月1日 ~ 2019年9月30日		
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 写真(外観及び応接スペース) <small>注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。</small>		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動(1/3) % + その他の活動(2/3) %		
支出費用	賃借料①×使用期間②×按分率③ 103,000円(月額)×2ヶ月×1/6 % 103,000円(月額)×2ヶ月×1/3 %	102,999 円(年間)	
按分率の根拠	2019年4月分は大阪府知事・大阪府議会議員選挙のため、7月分は参議院選挙のため政務活動に1/6、その他の議員活動及び後援会活動に5/6に按分した。8、9月は東大阪市長・市議選挙準備のため一切計上せず。5、6月は、政務活動に1/3。その他の議員活動及び後援会活動に2/3を使用しているとして按分した。		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

賃貸借契約書

継続改定事項に関する覚書

物件所在地 東大阪市鷹殿町1番7号

物件名 グローバル鷹殿 2階 201 号室

貸主 (株)molicaコーポレーション と 借主 嶋倉 久美子 の双方は、平成28年2月29日に締結した上記物件の賃貸借契約に関し、契約期間・家賃及びその他費用を下記のとおり継続する。

- 1 契約期間は 平成30年2月29日より平成32年2月28日まで2年間継続される
- 2 賃料は 平成30年2月29日以降も1ヶ月 金103,000円也(変更なし)
- 3 共益費は 平成30年2月29日以降も1か月 金0円也(変更なし)

平成 年 月 日

貸主 住所 京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町108番地6階

氏名 株式会社molicaコーポレーション

借主 住所

氏名【法人名】 嶋倉 久美子

TEL 携帯

勤務先 東大阪市役所 日本共産党東大阪市議員団

TEL (06) 4309-3515

連帯保証人 住所

氏名

TEL 携帯

管理者

▲ molica co.
株式会社molicaコーポレーション
京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町108
TEL075-604-2626 FAX075-604-2625

不動産賃貸借契約書（建物賃貸借）

1. 建物の表示

▼建物の名称・所在地等

建物の名称	鷹殿グローバルビル		
住居表示	東大阪市鷹殿町1-7		
所在地	東大阪市鷹殿町127番4	127番5	127番8
家屋番号	127番5の2		
建物の種類	事務所		
建物の構造	鉄骨造		
屋根の構造	陸屋根		
階数	地上5階	新築年月日	既存物件 平成4年1月

契約対象物件(1)

部屋番号	2階		
用途	事業用		
事業内容	事務所		
間取り	1R		
床面積	72.90㎡		
延床面積	72.90㎡	専有	

2. 契約内容に関する事項

使用目的	事業用に限る		
引渡し日	契約始期に同じ		
始期	平成28年2月29日	終期	平成30年2月28日
契約期間	2年間		
更新料	0円		
更新事務手数料	0円		

3. 賃料等

▼月額費用（費用額合計） 103,000円

賃料	103,000円	翌月分を前月末日までに
	関西アーバン銀行 藤森支店（普通） 名義人：カ）モリカコーポレーション ※振込手数料は借主様負担	

▼一時金

保証金	300000円
-----	---------

特約事項

▼入居者一代限りに関する特約事項

本契約は当該入居者同一人一代限りとし貸主の承諾なく入居者の入れ替えはできません。
--



価値ある建物
未来への遺産

仕事
くまの国
あまの国
あまの国

日本共産党

市民会館、文化会館
なくなるの!?

日本共産党

しまくら
事務所

WELCOME





事務所費請求内訳

(4 月分)

名前 嶋倉久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	103,000	
水光熱費	電気代	14418	
	ガス代	745	
	水道代		
	電話代	9417	
リース・ 使用料等	コピーリース料等	17,850	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		145,430	¥0
請求額(a*1/3) $\frac{1}{3}$		24,238	¥0

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引所	口座番号
0159	0134	
取 扱 店	お 取 引 日	時 刻
22341	31-03-25	17:36
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥103,000	¥108
お取引後の残高(円)		おつり
IC認証		

お取引明細書は事務案内		03月26日付電信
お見取人	カソライアーバツ フツノフリ 普通	
お見取人	か) モリカコーポレーション様 登録番号 0003	
お見取人	クマクラ クミコ様	
お見取人	電話番号	印紙税申告納
お見取人	取扱番号 500009	付につき東 税務署承認済

書籍名	金額
合計	
請求額	

※領収書を添付のこと。

No.

領収証 嶋倉久美子 様

金額

¥103,000

但

グローバル鷹殿201 4月分賃料にて

平成31年3月26日 上記正に領収いたしました

内訳

消費税額等(%)



京都市伏見区城大路西三軒山城局盛町108番地

株式会社 molica コーポレーション

代表取締役 森川伸

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グローバルビル 2階
嶋倉 久美子 様

郵便区内特別



019042101076930949

15234



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月 5日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【返付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC株の宮ビル7F
社用コード M3002111001 15234 15026 00 J
63 000000 1 2 19040601J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-987-4717	2019年 4月ご請求分	9,417円	2019年 5月15日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 8,121円
NTTファイナンス分ご請求額 1,296円
(合計) 9,417円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんとと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

普通預金(兼お借入明細) 〆

日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
31-04-03	振替	*17,850	チャージアップ	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他国で払いの小切手等で入金の上は、振替額にお出しがで
きる予定日を過ぎます。お支払可能期間が小切手等の種類に
異なります。詳細は窓口にて所会ください。

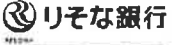
事務所費請求内訳

(5 月分)

名前 嶋倉久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	103000	
水光熱費	電気代	11,911	
	ガス代	745	
	水道代		
	電話代	11,944	
リース・ 使用料等	コピーリース料等	17,850	
	IT機器レンタル料	8,142	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥153592	¥0
請求額(a*1/3)		¥51197	¥0

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。  **りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0159	0134	
取扱店	お取引日	時刻
22341	31-04-25	10:14
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥103,000	¥108
お取引後の残高(円)		おつり
IC認証		

カンサイミライ フックノモリ 普通 カ) モリカコーポレーション様 登録番号 0003 ツマクラ クミコ様	電話番号 取扱番号 300196	印紙税申告納 税務署承認済
--	---------------------	------------------

書籍名	金額
合計	
請求額	

※領収書を添付のこと。

再発行

領収証 嶋倉久美子 様

金額

¥103,000

但

グローバル鷹殿201 5月分賃料として

平成 31年 4月 25日 上記正に領収いたしました

内訳

消費税額等(%)



京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町108番地

株式会社 molicaコーポレーション

代表取締役 森川伸二

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
嶋倉 久美子 様

お客様番号

2019年 5月ご請求分

金額(円)
¥11,944-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 印
080705
7月 6.17
ロ-ソ-ン
旭町店
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電気料金振込受領証

1年 5月分	金額	千	百	十	千	百	十	円
		1	1	9	1	1		
ご使用期間	4月15日から 5月16日まで							
ご請求先氏名	嶋倉 久美子 様							
消費税等 相当額 (円換)	882円							
契約 kVA又はkW	力率 %	ご使用量 (kWh)	電気料金内訳					
31	90	238	6:332					
51		33	5:579					
燃料費調整額(円換)			+241.21円					
再エネ促進賦課金(円換)			799円					

ご使用場所
東大阪市
原野町
1-7 グローバルビル2F

受付局 (金融機関) 日印
080705
19.5.27
ロ-ソ-ン
旭町店
収入印紙不票

大阪料金センター
0800-777-8810
ご連絡の際は番号をよく
お確かめ下さい。

被振込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客様)

大阪ガス 払込金受領証 (前請求書) [金融機関]

9-8036
大阪府 東大阪市
鷹殿町1-7
2F

嶋倉事務所

01-C -00002820#
4425

2019年 5月分

請求金額 (円) (税込)	¥745	7月 6.17
支払期日	6月17日	
取扱期日	6月27日まで	

ご使用場所 (金融機関) 日印
東大阪市鷹殿町1-7
グローバル

請求日	5月17日	ご使用期間	4月16日 - 5月17日	料金	*** 般	A
請求額	¥745	請求額	¥55		***	

※ 当回、残回数 *** は、複数あり

080705
19.5.27
ロ-ソ-ン
旭町店
収入印紙不票

大阪ガス株式会社
北部事務所

0120-5-94817

569-0025 高槻市藤の川町39-6

大阪ガス株式会社

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グローバルビル 2階
嶋倉 久美子 様



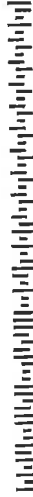
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月31日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)

〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M30021211001 05204 04977 00 J
63 000000 12 19050601J

郵便区内特別



05204

019052101099769917

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-967-4717	2019年 5月ご請求分	11,944円	2019年 6月 17日 (月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
10,648円
*** NTT西日本ご請求額 ***
1,296円
*** NTTファイナンス分ご請求額 (合計) ***
11,944円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、Web光もともと割、どんと割、どんと割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

この請求書の発行、および請求のコンピュータシステム、印刷、および配送は、NTTファイナンスが提供し、NTTファイナンスが責任を負います。
NTTファイナンスは、お客様との関係の維持と改善のために、お客様に最適なサービスを提供することを目的としています。

普通預金(兼お借入明細)

日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
01-05-07	振替	¥17,850	¥17,744	

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、振替欄にお払戻しができる予定日表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にて問合せください。

嶋倉久美子事務所

御中

ご請求書

CD 0729877340

19年04月30日

心の通うコミュニケーションCA

ヤチヨコアシテム株式会社

大阪市北区天満3-7-4

前のご請求額	ご入金額	その他ご入金額	差引繰越額	今回お買上額	消費税等	今回のご請求額
0	0	0	0	7,539	603	8,142

本社
TEL 06-6356-8484

P 1

年月日	伝票No	区分	品番	品名	数量	単価	金額
19.04.22	0052110271	売上	CNTB	モノクロ	2,513	3.00	7,539
				合計御買上額			7,539
				合計消費税等			603
				税込御買上額			8,142

本請求書は、19年04月30日現在のご入金状況に基づいて作成させていただいております。

お振込は右記銀行にお願いします。

毎月23日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定口座から自動振替となります。通帳には「SMBC（ヤチヨコアシテム）」と表記されます。

御入金の行き違いの節は御了承下さい。

お支払方法 自振

事務所費請求内訳

(6 月分)

名前 嶋倉久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	103,000	
水光熱費	電気代	12,017	
	ガス代	745	
	水道代		
	電話代	8,119	
リース・ 使用料等	コピーリース料等	17,850	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥146,731	
請求額(a*1/3)		¥47,243	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 関西みらい銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0159	0134	
取扱店	お取引日	時刻
13441	01-06-24	10:43
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥103,000	¥108
お取引後の残高(円)	おつり	
	IC認証	

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
ご住所
ご氏名

カンサイミライ
アシノエリ
普通
カ) モリカコーポレーション様
登録番号 0003
シマクラ クミコ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300032

印紙税申告納
につぎ
請求承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

書籍名	金額
合計	
請求額	

※領収書を添付のこと。

領収証 嶋倉久美子 様

No. 再発行

金額

¥103,000

但 グローバル鷹殿 201 6月分賃料にて

令和 1 年 5 月 24 日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町108番地

株式会社 molica コーポレーション

代表取締役 森川伸二



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
嶋倉 久美子 様

お客様番号

2019年 6月ご請求分
金額(円)
¥8,119-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日印
19.7.06
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電気料金振込受領証

1年 6月分	金額	120:17
お客様名	嶋倉 久美子 様	ご使用期間 5月17日から 6月16日まで
日割所管	消費税率 相当額 (別掲)	889円
契約 KVA又はkW	力率 %	ご使用量 (kWh)
31	90	241
51		36
燃料費調整額(円当)		+216.02円
再生素費調整額(円当)		816円

ご使用場所
東大阪市
鳳殿町
1-7 グローバル麗苑2F

受付局(金融機関)日附印
大阪②
080105
19.7.06
ローソン
旭町店
収入印紙不要

大阪料金センター
0800-777-8810
ご連絡の際は番号をよく
お知らせ下さい。

振込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客様)

大阪ガス 払込金受領証 (お請求書) (請求書)		2019年 6月分		[お客様番号]	
579-8036 大阪府 東大阪市 殿町1-7 2F		請求金額(円・税込)	¥745	支払期日	7月16日
嶋倉事務所		支払期日	7月17日	※この受領証は、請求書の添付書類として、請求書と一緒に提出してください。	
01-C -00002711#		振込可能日	7月27日	※この受領証は、請求書の添付書類として、請求書と一緒に提出してください。	
[住所]		東大阪市殿町1-7		※この受領証は、請求書の添付書類として、請求書と一緒に提出してください。	
[支店]		グローバル		※この受領証は、請求書の添付書類として、請求書と一緒に提出してください。	
請求金額	6	¥745	¥55	6月17日	5月18日 - 6月17日
支払期日			*** 般		A
振込可能日			***		
当回 [] 残回数 [] ※ 当回、残回数の***は、複枚あり					
大阪ガス株式会社 北部事務所		0120-5-94817		〒569-0025 高槻市藤の里町30-6	
大阪ガス株式会社					

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
 東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グローバルビル 2階
 嶋倉 久美子 様

郵便区内特別



019062101077870404

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 7月 1日発行
 発行会社 NTTファイナンス株式会社
 料金センター

お問合せ先 0800-3335550 (無料)
 【速付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6
 -0025 -111 NLC森の宮ビル7F
 社用コード M3002111001 14854 14663 00 J
 68 10000 12 19060601J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-987-4717	2019年 6月ご請求分	8,119円	2019年 7月16日(火)

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT西日本分ご請求額
 NTTファイナンス分ご請求額
 (合計)
 6,823円
 1,296円
 8,119円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
 各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
 ※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
 フレッツ光の割引サービス(光もつとも割、Web光もつとも割、We b光もつとも割、どーんと割、どーんと割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
 割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
 なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
 詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER 072-987-4717 請求年月 MONTH OF ISSUE 2019年 6月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717			
◇NTT西日本ご利用分	6,823	<p>フレッツ 光ネクスト F 準利用料 5月 1日～ 5月31日 合算</p> <p>光もつともっと割 5月 1日～ 5月31日 合算</p> <p>ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 5月 1日～ 5月31日 合算</p> <p>ひかり電話対応機器使用料 5月 1日～ 5月31日 合算</p> <p>追加番号使用料 5月 1日～ 5月31日 合算</p> <p>ひかり電話 (通話料) 5月 1日～ 5月31日 合算</p> <p>ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 5月 1日～ 5月31日 合算</p> <p>ユニバーサルサービス料 5月 1日～ 5月31日 2番号分 合算</p> <p>消費税等相当額 (合計) のご請求となります。 合算表の料金合計×8%</p>	
◇NTT西日本分 (小計)	6,823	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,296	<p>BIGLOBE利用料 * 2019年05月末締め分</p> <p>ビッグロース株式会社ご利用分。</p>	非対象等
◇合計	8,119	<p>合計</p> <p><NTTファイナンスからのお知らせ> ◎上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)

※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-44113へ (無料)

※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)

※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

領収証

鳩倉久美子

様

№. 再発行

金額

¥103,000

但 70-バロ鷹殿 201 7月分賃料として

令和 1 年 6 月 26 日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町108番地

株式会社molicaコーポレーション

代表取締役 森川伸二

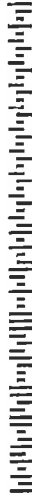


請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グロ-バルビル 2階
嶋倉 久美子 様

郵便区内特別



019072101066787816

05071

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-987-4717 [REDACTED]	2019年7月ご請求分	8,959円	2019年8月15日(木)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本ご請求額
NTTファイナンス分ご請求額
(合計)
7,663円
1,296円
8,959円

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もつともっと割、Web光もつともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

お客様番号等
BILLING NUMBER

072-987-4717

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年 7月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY/ITEM	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717			
◇NTT西日本ご利用分	7,663	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 6月 1日～ 6月30日 9月 1日～10月31日に解約の場合、解約金対象外。契約期間満了後自動延伸。 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 2番号分 のご請求となります。 合算表示の料金合計×8%	合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算
◇NTT西日本 (小計)	7,663	消費税等相当額 (合計) (小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,296	BIGLOBE利用料 ビッグロブ株式会社ご利用分。 * 2019年06月末締め分	非対象等
◇合計	8,959	合計 合計	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問い合わせは「1116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「1113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-44113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまなく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (通号単価) が公表されています。

<NTTファイナンスからのお知らせ>

○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。

普通預金(兼お借入明細)

摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高	(この欄が赤字の場合は、 お借入残高を記入して下さい。)(円)
101-07-23.振替	*6,499	SMEC(トヨタファイナ)		
[Redacted]				

○他店支払いの小切手等でご入金のごときは、精要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

嶋倉久美子事務所

御中

ご請求書

CD 0729877340

19年 06月 30日

心の通うコミュニケーション
ヤチヨコアシテム株式会社

大阪市北区天満3-7-4

本社

TEL 06-6356-8484

P 1

前のご請求額	ご入金額	その他ご入金額	差引繰越額	今回お買上額	消費税等	今回ご請求額
0	0	0	0	6,018	481	6,499

年月日	伝票 No	区分	品番	品名	数量	単価	金額
19.06.20	0052210276	売上	CNTB	モノクロ 合計御買上額 合計消費税等 税込御買上額	2,006	3.00	6,018 6,018 481 6,499

本請求書は、19年06月30日現在のご入金状況に基づいて作成させていただいております。
毎月23日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定口座から自動振替と
なります。通帳には「SMBC（ヤチヨコアシテム）」と表記されます。

お振込は右記銀行にお願いします。
御入金のお行き違いの節は御了承下さい。
お支払方法 自振

普通預金(兼お借入明細)

日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(お預り金額をプラス、お支払金額をマイナス) (円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
01-07-03	振替	¥17,850	24,774円	

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお支払いが
 できる予定日を記載します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
 り異なります。詳細は窓口にご確認ください。